

沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則

〔平成19年3月5日〕
規則第2号

改正平成23年3月17日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第2条の規定により沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局（以下「事務局」という。）の組織事務の処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の課、室及びグループを置く。

(1) 総務課

ア 総務グループ

(2) 管理課

ア 資格グループ

イ 保険料グループ

(3) 事業課

ア 保険給付1グループ

イ 保険給付2グループ

ウ 保健事業グループ

(4) 会計室

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）を、課に課長、室に室長その他必要な職員を置く。

2 必要があるときは、課に主幹、技幹、副主幹、主査又は技査を置くことができる。

(職務)

第4条 局長は、広域連合長の命を受け、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、局長の命を受け、課内の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 室長は、局長の命を受け、広域連合の会計事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 主幹、技幹、副主幹、主査又は技査は、課長の命を受け、特定の事務を分掌する。

(職務代理)

第5条 局長に事故があるとき、又は欠けたときは総務課長が、局長及び総務課長ともに事故があるとき、又は欠けたときは管理課長がその職務を代理する。

2 課長に事故があるときは、あらかじめ指名をしたグループリーダーがその職務を代理する。

(グループリーダー)

第6条 課長は、グループにグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、当該業務に従事する職員を指導する。

3 前各号に定めるもののほか、グループに関して必要な事項は、広域連合長が定める。

(事務分掌)

第7条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- ア 広報計画及びその進捗に関すること。
- イ 予算及び財政に関すること。
- ウ 議会に関すること。
- エ 監査委員に関すること。
- オ 選挙管理委員会に関すること。
- カ 人事に関すること。
- キ 給与に関すること。
- ク 例規の整備に関すること。
- ケ 統計に関すること。
- コ 後期高齢者医療制度の広報、啓発に関すること。
- サ 情報公開及び個人情報保護制度運用の統括に関すること。
- シ 運営懇話会に関すること。
- ス 電算システムに関すること。
- セ 苦情処理の統括に関すること。
- ソ 広域連合の庶務に関すること。

(2) 管理課

- ア 被保険者及び資格者の管理に関すること。
- イ 保険料の賦課及び調定に関すること。
- ウ 保険料の異議申立に関すること。
- エ 諸証明の発行に関すること。
- オ 保険料の収納に関すること。
- カ 保険料の減免に関すること。
- キ 滞納処分及び不能欠損処理に関すること。

(3) 事業課

- ア 保険給付に関すること。
- イ 保健事業に関すること。
- ウ 給付の適正化に関すること。
- エ 給付制限に関すること。
- オ 第三者行為に関すること。
- カ 一部負担金の減免に関すること。

(4) 会計室

- ア 歳入歳出の出納及び経理事務に関すること。
- イ 収入及び支出命令の審査に関すること。
- ウ 歳入歳出決算作成に関すること。
- エ 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- オ 歳入歳出外現金の収支整理に関すること。
- カ 会計員に関すること。
- キ 物品の検収、出納に関すること。
- ク 指定金融機関に関すること。
- ケ 会計室に係る歳入歳出予算を執行すること。

2 局長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特定の事務について臨時に分掌させ、又は、特に命じてその事務を処理させることができる。

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。